

令和7年度 あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業募集要領

第1 事業の趣旨

愛知県では、県民、事業者、NPO や行政等の地域の様々な分野の人々が共通の目標のもとに協働して、地域本来の自然環境を保全、再生し、人と人とのつながりを育みながら、生きものの生息環境をつなぐ生態系ネットワークの形成を進めています。

生きものの生息生育空間であるビオトープの創出や、その維持・向上に資する事業を支援するため、「あいち森と緑づくり税」を財源として「あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金」を創設しました。

この事業を、地域の特性や多様なニーズに応じ、地域の自主性や創造力を活かした事業として行うため、多様な主体の連携による企画提案を募集します。

第2 募集対象及び条件

生態系ネットワークの形成を目的とする、複数の団体から構成される団体（以下「親団体」という。）を対象とします。

なお、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第17第2項に定める財産を生じるハード整備（ビオトープ整備）についての申請は、当該財産を取得する団体（以下「子団体」という。）及びその親団体の連名により行うものとします。

これらの団体については、次の事項を全て満たしていることが必要です。

- 1 愛知県内に活動の拠点を置いていること。
- 2 親団体の構成団体は、主として県内に活動の拠点を置いていること。
- 3 交付金事業者の設立目的、趣旨等を明記した規約を定めるか、または、構成団体どうしが書面により設立目的、趣旨等を明記した協定を締結していること。
- 4 代表者及び所在地が明らかなこと。
- 5 会計について明確な定めがあること。なお、子団体については、経営状況が安定していること。
- 6 政治団体でないこと。
- 7 暴力団及びその関係者でないこと。
- 8 交付対象事業の公表に異議がないこと。

第3 事業の内容

1 募集する事業の内容

第2に定める親団体が自主的に行う事業とします。

内容については別表を参考にしてください。また、事業が満たすべき要件は次のとおりです。

- ①営利を目的としないこと
- ②宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと
- ③愛知県内で実施すること
- ④交付対象年度に既に着手している事業でないこと
- ⑤寄付等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業でないこと

- ⑥生態系ネットワーク形成以外（国際交流、福祉、芸術文化等）に主眼が置かれている事業でないこと
- ⑦特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動でないこと
- ⑧特定の団体・個人名を事業名等に付さないこと
- ⑨同一の事業について、国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受けるものではないこと

【別表】 募集する事業の内容及び対象経費

交付対象事業	交付対象経費
<p>1 ビオトープ創出事業</p> <p>水辺や樹林地など生物の生息生育空間を新たに創出し、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業</p> <p>例：①工場・事業所、学校などの敷地内におけるビオトープの整備</p> <p>②企業が保有する空地などを活用したビオトープの整備</p>	<p>(1) 工事費</p> <p>(2) 設計費</p> <p>(3) 設備費</p> <p>(4) 交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代</p> <p>(5) 保険料、資材運搬費</p> <p>(6) 消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費</p>
<p>2 ビオトープ維持・向上事業</p> <p>すでにある生物の生息生育空間を整備し、質の維持・向上を図る活動により、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業</p> <p>例：①里山、林や草地、湿地等のビオトープとしての再生</p> <p>②公園や緑地、ため池や調整池等のビオトープとしての再整備</p>	<p>(7) 広報・印刷費</p> <p>(8) 会議室等の借上費</p> <p>(9) 講師謝金</p> <p>(10) その他事業活動に必要と認められる経費</p> <p>※過去に人工的に創出したビオトープでの整備は除く</p>
<p>3 調査事業</p> <p>上記1、2の実施にかかる生態系ネットワーク形成のための調査</p> <p>例：①ビオトープ整備事業予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況の調査</p> <p>②モニタリング調査（定期的な生きものの調査）</p>	<p>(1) 調査委託費</p> <p>(2) 交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代</p> <p>(3) 消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費</p> <p>(4) 保険料、資材運搬費</p> <p>(5) 講師謝金</p> <p>(6) その他事業活動に必要と認められる経費</p>
<p>備考1 交付対象事業のうち、要綱第17第2項に定める財産を生じるハード整備（ビオトープ整備）については、子団体が当該整備に係る交付対象事業を実施するものとします。</p> <p>その場合、申請は、親団体及び子団体の連名により行うものとします。</p> <p>2 交付対象事業の「1 ビオトープ創出事業」及び「2 ビオトープ維持・向上事業」については、交付対象経費として、工事費、設計費、又は設備費のいずれかを伴うものとします。</p> <p>3 次の経費については、交付対象外とします。</p>	

- (1) 団体の日常的な運営費、人件費（講師謝金を除く。）
- (2) 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等）
- (3) 賞金、賞品、記念品等
- (4) 通信費（電話、FAX、インターネット等）
- 4 年1～2回程度しか実施しない取組における単価3万円を超える用具、用品又は機器類で、借入れにより対応が可能なものは、原則として借上費を対象とします。
- 5 4により単価3万円を超える用具、用品又は機器類を購入する場合の交付対象額は、合計35万円を上限とします。
- 6 講師謝金については、応募団体等の会員やスタッフ（内部講師）は対象外とします。
また、30,000円／日・人を上限とし、県の規程等を参考に査定します。
- 7 その他事業活動に必要と認められる経費として、飲食代の計上については、事業実施日の飲食代に限るとともに、活動時間が5時間以上に及ぶ場合のみ対象とし、1人1日当たり500円を上限とします。
- 8 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金との重複申請は認めません。

2 交付金の交付率

10／10以内

3 交付額の上限

1件当たり3,000千円

4 交付対象経費

企画提案された事業の実施に必要な経費（別表1参照）を対象とします。

5 交付金の支払

交付金の支払は、事業完了後の精算払いとします。なお、精算にあたっては、領収書等支出を証明する関係資料が必要です。

また、特別な理由があると認められる場合に限り、採択金額の40%を限度として概算払ができます。

なお、要綱第17第2項に定める財産を生じるハード整備分の支払については、子団体に直接交付します。

6 実施期間

交付決定の日から当該年度の2月末日までとします。

第4 申込の方法

1 提出書類

「あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施要領」別記様式第1の「あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施計画書」（以下「計画書」という。）及び必要な添付資料を電子メールで送付してください。

実施計画書等の様式は、愛知県のウェブページ

(<https://www.pref.aichi.jp/press-release/nwkeisei2025.html>)からダウンロードしてください。

なお、申込みは、1回の募集につき1件とします。

2 申込先

メールアドレス shizen@pref.aichi.lg.jp

件名：生態系ネットワーク形成事業交付金申込み

(添付データの容量は最大7MBまでとしてください)

3 提出期限

令和7年3月14日(金)午後5時

第5 事業の選定

県が設置する「あいち生態系ネットワーク形成事業審査委員会」(以下「委員会」という。)で計画書等の審査を行い、事業を選定します。なお、審査に当たっては、申込者に説明や資料の提出を求めることがあります。

1 評価基準

選定のための評価項目は以下のとおりです。

(1) ネットワーク形成

- ・生態系ネットワーク形成に効果的な取組となっているか。

(2) 実現可能性

- ・当該事業に関連する必要な調整、関係者間との連携、技術的な妥当性及び維持管理等に係る体制の構築等、実現可能なものとなっているか。

(3) 地域特性

- ・地域の生きものや自然状況などを事前に把握し、それらを踏まえ企画しているか。

(4) 協働

- ・NPO、企業、大学などの多様な主体の参加による協働の取組であるか。

(5) 地域への波及

- ・事業で得られた成果が他の地域で活用できる等、広く波及効果が望めるか。

(6) 継続性

- ・一過性の取組やイベントとして終わることなく、新たな発展が期待できるか。

(7) 費用対効果

- ・事業内容と必要経費のバランスがとれているか。

2 選定方法

委員会は、上記の評価基準をもとに、別に定める選定方法により、提案された事業を評価し、採択事業を選定します。

県は、選定結果について、提案のあった全ての団体等に通知するとともに、採択事業については県のウェブページ等で公開します。

なお、県は、交付金の適正な交付等を行うために、当該事業提案に修正を加え、又は条件を付すことがあります。

第6 決定の取り消し

県は、次のいずれかに該当する場合、交付金の交付決定を取り消すことがあります。

1 実施計画書等に虚偽の記載がある場合

2 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

3 その他、交付金要綱等に違反した場合

第7 交付金の交付申請手続き等

提案事業が選定された申込者は、選定結果通知を受領後、要綱第3に基づく交付申請が必要です。申請の手続き等については、選定結果通知と併せてお知らせします。

第8 事務局・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局環境政策部自然環境課 国際連携・生態系グループ

電 話 052-954-6229 (ダイヤルイン)

F A X 052-963-3526

メール shizen@pref.aichi.lg.jp

第9 その他の留意事項

- 1 提出された書類は原則として返却しません。
- 2 提出書類の作成・提出等に要する費用は、申込者の負担となります。
- 3 交付決定前に着手された事業経費は、交付の対象とはなりません。